「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

- 2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」について、当金庫は、その趣旨や内容を十分に 踏まえ、本ガイドラインを尊重し、徹底を図っています。
- 具体的にはお客さまよりご融資の申し込みをいただいた場合や、保証契約の変更・解除のお申出があった場合、 保証債務の整理のお申出があった場合には、「経営者保証に関するガイドライン(特則含む)」に則り、誠実に 対応するよう努めております。
- また、検討にあたってはお客さまとのリレーションを通じて把握した内容や事業性評価の内容を考慮して、総合的な判断として経営者保証を受け入れない可能性を検討するともに、保証を提供いただく場合は、その必要性や保証契約の内容について、具体的にご説明するよう努めております。なお、必要に応じて、停止条件付連帯保証等の経営者保証に代替する融資手法を活用しております。
- ■経営者保証に関するガイドラインに掲げる要件

※融資審査の結果、ご希望に添えない可能性があることにご留意ください

経営者保証を不要とするにあたり求められる経営状況	
法人と経営者との関係の明確な区分・分離	法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやり取りを社会通念上適切 な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図る
財務基盤の強化	財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する
適時適切な情報開示による経営の透明性確保	対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより経営の透明性を確保する。

■ (参考) 主な当金庫の経営者保証に代替する融資手法

停止条件付連帯保証

- 停止条件付連帯保証とは、お客さまが特約条項を遵守されている限り、保証効力が発生しない保証契約です。
- 特約条項は経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえたもの(例:法人と経営者との間の資産分離や情報開示)としています。
- 停止条件付連帯保証のほかにも、ABL(企業が有する在庫や売掛金などの流動資産を担保として差し入れていただくスキーム)等がございます。